

知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号から第9号及び第11号に掲げる漁業の起業の認可の取扱いについては、規則第6条、7条、14条第1項第2号、3号及び4号の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(起業の認可の期間)

第2 規則第7条第2項の規定に基づき次のように指定する。

10 か月以内又は同漁業許可の有効期間までのいずれか早い期間とする。

(やむを得ない理由があると認め、知事が期間を延長したときは、その期間を加算した期間とする。)

(起業の認可の延長)

第3 起業の認可の延長に係る「やむを得ない理由」については、下表の左欄に掲げるものに限ることとし、この場合の延長期間の措置については、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

やむを得ない理由	期間延長の措置
本人の予測し得ない特殊な事情等により許可申請ができなかったこと。(本人の予測し得ない特殊な事情等については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約若しくは傭船契約を締結した船舶が滅失若しくは沈没したこと又はその他の真にやむを得ない事情に限るものとする。)	一回の延長期間は、10 か月を限度とする合理的期間とする。 その後の延長は、既に漁船建造に着手している場合を除き、認めないこととする。
漁獲可能量の管理のため、又は漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるために漁獲努力量の抑制を図る目的から、新船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。 なお、当該起業の認可については、漁業法	一回の延長期間は、10 か月を限度とする合理的期間とする。 その後の延長は、資源状況が回復したり、漁獲可能量協定の締結又は漁業関係者による資源管理に関する取り決めがなされていない等、左

<p>第 124 条第 1 項に規定する協定（以下「漁獲可能量協定」という。）又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨定められたものであること。</p>	<p>記の要件に該当しなくなったものと認められる場合には、認めないこととする。</p>
--	---

（形式的な許認可の交換の抑制策）

第 4 形式的な許認可の交換を抑制するために次のように定める。

- (1) 起業の認可を受けた者が、規則第 7 条第 1 項の規定に基づき許可を受け、その後 1 年を経過しないうちに当該船舶を使用することを廃止して規則第 6 条の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換（専ら規則第 7 条第 2 項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第 7 条第 1 項の許可を受けたうえ、再度規則第 6 条の起業の認可を得ようとする行為をいう。）のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類を添付するものとする。（規則第 8 条第 2 項）
- (2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して規則第 6 条の規定に基づき起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第 7 条第 1 項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換のために申請するものではないことを証明する書類として、過去 1 年間における船舶の所有及び貸借に関する書類を添付するものとする。（規則第 8 条第 2 項）
- (3) (1) 及び (2) により添付された書類によっては、当該書類が形式的な許認可の交換のために申請するものでないことが証明し得ないと判断される場合は、さらに追加書類の提出を求めることとする。
- (4) 同一の漁業について許可と起業の認可とを受有している者が、その許可船舶の使用を廃止して規則第 6 条の規定に基づく起業の認可を受けた後、当該船舶を再び使用することとして同人の所有する別の起業の認可に基づいて規則第 7 条第 1 項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換であるおそれが強いため、特段の合理的理由がない限り、当該申請は受理しないものとする。

上記の取扱いにおいて、相互に経営上密接な関係にあるものは、これらの者を一体として同一人とみなすこととする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。